

平成 30 年度事業計画

政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」、「未来投資戦略 2017」、「規制改革実施計画」、「みち・ひと・しごと創生基本方針 2017」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行するとともに、少子高齢化時代に向けた人づくり革命と生産性革命を両輪とした「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定するなどの政策の推進等により、日本経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待されており、企業収益は改善傾向が持続し、設備投資も増加基調とされておりますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。

東北地方においては、生産は持ち直しつつあり、雇用情勢も地域や産業によってミスマッチがあるものの全体として改善しているとされておりますが、個人消費は足踏み状態にあり、依然として厳しい環境にあります。

東日本大震災から 7 年、宮城県で策定する「宮城県震災復興計画 10 年」の終盤となる「発展期 3 年」に移行し、着実に復興への歩みを進めている状況において、全国的に激甚化・頻発化する自然災害等が発生しており、平成 29 年度も異常気象等による台風・豪雨・豪雪災害や本年 1 月に発生した群馬県草津の想定外による本白根山の噴火、4 月にも大分県での山崩れ災害などが各地に甚大な被害をもたらし、宮城県内では初めて昨年 3 月に栗原市の家きんにおいて「高病原性鳥インフルエンザ感染」による防疫措置がとられたことから、当協会栗原支部がその埋却作業等に出動し、72 時間での防疫措置完了への過酷なミッションを遂行する等、その都度、地域を熟知し地域に密着する地域建設業が、真っ先に駆けつける「地域の町医者」として活動する重要な役割を担って参りました。地震や火山の活動期に入るとともに季候があらたなステージに移行していることを実感させられる中で、地域並びに住民の安全・安心の確保に向け、インフラの更新時期が迫っている老朽化対策とともに、国土強靱化に向けた計画的・継続的な取組が望まれているところであり、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」に基づき、地域計画となる「宮城県国土強靱化地域計画」が平成 29 年 4 月 25 日に策定されたことから、その計画の着実な実施が県民の安全・安心で快適な暮らしの実現につながるものと大きな期待をしているところであります。

また、県内建設業界では、東日本大震災からの早期「創造的復興」を遂げるべく、官民の総力を結集した取組により、「完成・竣工式典」が各所で開催される等、復興の姿が見え始めており、あらたなまちづくり等による賑わいと活況への期待が寄せられている一方で、被災地方自治体における復旧・復興事業の施工の最盛期が依然として続いており、特に今後は厳しい条件下や複雑・困難な現場環境にある工事となることが予測され、様々な創意工夫を凝らしながらの現場施工が求められております。

このような復旧・復興事業において、各施工現場では引き続き労働者及び資機材が大変窮屈ななかでの施工を強いられており、現場実態とのかい離が大きく、赤字要因が非常に強まり、必死で復旧・復興事業に尽力する地域建設業が経営的に厳しい状況に陥りかねない大きな危機感から、これまで当協会と致しましても会員企業の実態をとらえ、様々な機

会を通じて関係方面に対し、強力に要望・提言活動を展開し、「復興歩掛かり」や「復興係数」「労務単価の引き上げ」等、円滑な施工確保のための被災地特例施策が講じられているところであり、昨年12月の「第8回復興加速化」会議において、平成30年度においても被災地施策の継続が決定するとともに、3月より前倒しで実施された公共工事設計労務単価も、宮城県全職種平均1.9%の引き上げが実施されたところありますが、引き続き現場の実態を注視しながらきめ細かな対応がなされるよう、協会組織として対応し早期復興への取組を加速化して参ります。

一方で、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中で、高齢化の進展が著しい建設業界における将来の担い手確保が急務であります。「働き方改革実現会議」においては、建設業における長時間労働の是正を含めた「働き方改革実行計画」が策定され、建設業においては5年の猶予と一部特例扱いは設けつつも、罰則付き上限規制の一般則を適用するとされたところであります。インフラの品質確保と中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業における適正な利潤の確保を発注者責務として盛り込んだ品確法等のいわゆる「担い手3法」の施行とともに、昨年7月には10年後を見据えた「若い人たちに明日の建設産業を語ろう」を副題として、若者に対して夢や希望を与えることができる産業であり続けるための「建設産業政策2017+10」がまとめられ、その政策の具現化に向けた施策も矢継ぎ早に講じられており、その施策の地方自治体隔々までの適切な運用の浸透により、あらたな3K（給料・休日・希望）を掲げての将来にわたる建設業の担い手の確保・育成に向けた魅力ある建設現場を実現するICT、IoTやAI等の活用による生産性2割向上を目指した「i-Construction」が平成30年を「深化の年」と位置づけられ、維持管理や建築分野にも広がりを見せる等、建設産業で働く者の環境改善、処遇改善、働き方改革等の各種施策の取組も急速に進み始めております。

当協会においても、3A運動（あんぜんに、あかるく、あたたかく）事業と連動した展開により、魅力ある建設現場実現への取組を促進し、協会内に設置した「宮城建設女性の会2015」や生産性向上に向けた「i-Construction小委員会」、さらには「働き方改革検討特別委員会」と連携しながら、魅力ある建設産業づくりに努めるとともに、建設業としての特性を活かした地域に根ざす様々な地域貢献活動に積極的に取組、地域の基幹産業としての使命を果たしながら、地域建設業の正しい理解のための戦略的広報にも取組んで参ります。

本年に入り、宮城県内でも蔵王山における噴火警戒レベルの引き上げや昨年発生した「高病原性鳥インフルエンザ感染」等による「家畜伝染病」への対応等、これまで対応したことの無い様々な災害等の発生においては、建設業での全面的な対応が必要不可欠であり、当協会がその役割を担っているところであります。災害対策基本法に基づく宮城県の指定地方公共機関の位置づけのもと、今後も地域の安全・安心で快適な暮らしを支える「地域の町医者」として、住民のニーズに応えるべく、常日頃からの実地訓練等を重ねることで体制強化に努めているところであり、平成30年度の宮城県入札契約制度における総合評価方式においても、地域の守り手となる指定地方公共機関に指定されている会員企業の評価が改正されることとなりましたが、地域に根ざす「地域の町医者」として活動する協会会員企業がしっかりと地域とともに歩み続けられるようさらなる検討・対策を講じて参

ります。

引き続き復興事業を最優先に生産性向上や働き方改革による担い手の確保・育成事業等を中心に取り組んで参りますが、健全な産業として再生発展を図るため、(一社)全国建設業協会等の全国組織団体及び県内関係団体とのさらなる連携強化により、将来にわたって安全・安心で快適な暮らしを支えるための強靱な国土づくりに必要な公共事業関係予算の確保と必要性、適正な経費を確保し企業存続ができる入札契約制度の環境整備、地域建設企業が持続的な経営が可能とする地域産業の育成と雇用の拡大に寄与できる適正な建設市場の構築に向けた制度設計について、国・県等に対し積極的に要望活動を展開しますとともに、会員企業のあらゆる自助努力を強力に推進致します。

平成31年1月に当協会も、改組・創立してから70年の節目を迎えるにあたり、これまでの当協会としての使命を再確認するとともに、将来にわたってのあるべき姿に向けた70周年記念事業の具体的作業を行って参ります。

本年度も、会員皆様のご協力を得ながら、効果的・効率的な事業活動を展開して参りますので、なお一層のご支援とご協力をお願い致します。

平成30年度の基本方針と主要事業の具体的内容は次のとおりです。

1. 「東日本大震災」における復興事業への対応

「東日本大震災」から7年、「宮城県震災復興計画」も終盤の「発展期」に入り平成29年度末においては災害公営住宅の98%が完成、宮城県公共土木施設災害復旧事業も7割(金額ベース)が完成する予定とされる等、着実に復興への歩みを進め、被災自治体によっては復興の姿が見え始め、日々膨大な現場施工が進捗しておりますが、復興へは道半ばの状況であり、地方自治体における施工の最盛期が続いている状況にあります。

震災直後の1年の取組は、道路啓開から瓦礫の撤去、応急対応等、地域建設業として人員・資機材を有する強み、地域を熟知し地域とのコミュニケーションを図る企業であること、また、その地域で展開する建設業・建設従事者である大きな使命感のもとに、地域建設業はフル稼働で愛する地域の復旧に総力を結集し取り組んで参りました。

震災から2年目以降、大量の資材を活用する復旧・復興事業の本格的な発注業務が始まりだし、資材供給企業はフル生産、建設産業もフル稼働で持てる力の120%を駆使し、これまでにないスピード感で着実に施工が進められている一方で、広域的災害で地盤沈下や原発問題等、複合災害かつ膨大な事業であることから、建設労働者並びに資機材の確保、価格高騰問題等による設計価格との乖離により不調不落の発生が問題化し、課題解決に向け国土交通省が中心となった「復興加速化会議」や「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」、「資材対策会議」が設置、当協会としてもそれらに参画し、「建設資材の納入不足にかかる歩掛りとの乖離の実態調査」等の報告書において、現場の乖離を的確にとりまとめ、要望・提案活動を強力に展開し、被災地特例の様々な施策が講じられたことにより現場改善が図られてきたところであり、復興を遂げるまでの被災地特例の継続について、これまで協会組織挙げて各方面に訴えてきた結果、昨年末の「第8回復興加速化会議」において、平成30年度の施策の継続が決定致しました。

復興へは道半ばの状況で、施工の最盛期が続いている復旧・復興事業において、今後の発注についてはより困難で、効率性の悪い、手間等がかかる現場環境となることが予測されることから、その都度発生する諸課題に対し、災害対応会議をはじめとして、その課題に応じた各種委員会による検討を重ね、課題解決に向けた提案・提言をとりまとめ、各発注者及び関係方面に対し、スピード感を持った円滑な施工確保が図られるよう引き続き強く訴えるとともに、政府及び国土交通省、各発注機関で設置されている円滑化のための諸会議などに積極的に参画し、現状・課題・提案などの確に対応して参ります。

復旧・復興事業に携わる地域建設業がしっかりと雇用を受入、適正な経費を確保し、宮城の地域経済を支え、県民が復興を実感できる環境整備に努めていくことが重要であります。今後も復旧・復興事業において、地域で対応できるものは地域で対応していかなければ、本当の意味での地域の復興が成り立たないことや、今後も基幹産業として、復興を遂げた後の地域を守る地域建設業がなくなってしまうよう、当協会としても地域建設業に対する優先発注・活用を強く訴えて参ります。

さらに、宮城労働局主唱のもとに平成24年度より第6次にわたり展開されてきた「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」については、様々な取組を通じて建設労働災害防止対策の徹底を図り、一定の成果を収め平成29年度で終了したところであるが、建設災害発生リスクが高い復旧・復興工事が続いていることから、あらたに「建設工事ゼロ災推進連絡会議」が設置される予定であります。引き続き宮城労働局等と連携しながら強力に労働災害発生の防止を推進するための諸活動を展開致します。

(1) 宮城県建設業協会の対応

施工の最盛期が続き、今後、現場条件が厳しい環境の工事へと移行することが予測される復旧・復興事業につきましては、円滑な施工確保のもとで現場施工がなされるよう、今後も現場実態を注視しながら山積する諸課題に対し、国土交通省が中心となって設置された「復興加速化会議」をはじめとした関係省庁・関係機関等との各種復旧・復興事業の円滑化のための諸会議に参画し、当協会内での意見・提案をとりまとめるとともに、施工現場の実態調査を実施する等により実態に即した各種施策に反映されるよう努める。

また、当協会内における各種委員会等を開催し、円滑な復旧・復興事業にあたっての調査・研究を行い課題解決に向け取組ます。

さらには、会員企業が企業運営にあたって抱える諸問題について、関係方面に対し要望等の活動を強力に展開する。

(2) 国及び宮城県等に対して

このたびの大震災において、発生直後より昼夜にわたり尽力してきた地域を熟知し、地域に密着し活動する地域建設業に対して、今後も地域に緊急時対応可能企業として存続するため、復旧・復興事業にあたっては、地元で対応可能な案件について最大限地域建設業への発注の徹底を強く要望し、雇用と経済活動を活発化させる

とともに、実態に即した予定価格の単価設定や復旧・復興事業が収束するなかでのダンピング受注防止等、適正な経費が確保できる環境整備を訴えます。

また、労働者及び資機材の調達能力、供給体制を勘案した各発注機関等と検討・調整のもとに、安心して施工できる環境整備に努めるとともに、これまでの被災地特例の施策の継続や実態との乖離がある案件に対しては、見積活用方式等の柔軟な発注対応を提案・要望する。

さらには、指定地方公共機関としての重責を担い、災害協定にもとづき緊急時対応で機能した建設業団体会員に対して、今後の安全・安心を引き続き確保できる企業として存続できる入札契約システムの構築について、改正品確法の適切な運用とともに強く提案・要望する。

(3) 記録誌等の作成

このたびの復旧・復興事業における当協会本部・支部並びに会員企業の活動について、平成 28 年熊本地震の復旧・復興事業においても熊本県建設業協会との情報共有を図り、経験が活かされたところではありますが、今後の防災対策、震災教訓の参考となるよう、また、地域建設業で県内一円を網羅し、全国ネットワークを有する建設業団体の必要性など、後世に正しく伝える記録誌第 1 弾を平成 24 年 12 月に発刊して以降、毎年継続して発刊し、平成 30 年 3 月には第 6 弾の発刊となったところでもあります。平成 27 年 3 月に仙台市で開催の第 3 回国連防災世界会議での配布を目的とした総集編も発刊したところであるが、震災から 8 年目となる平成 30 年度も課題整理のうえ、この大震災を風化させることなく復興の現状をまとめた記録誌等を作成し、広く一般並びに関係者などに配布する。

2. 復興後を見据えた国土強靱化・地方創生のための計画的な社会資本整備の推進

東日本大震災以降、各地で頻発する自然災害や中央自動車道笹子トンネルで起きた天井板崩落事故等の発生により、戦後急速に整備された我が国のインフラ老朽化対策、「南海トラフ」「首都直下型」等の巨大地震を想定した問題等から、地域及び住民の防災・減災対策等、防災機能の強化と将来に備えた災害に強い国づくり（ナショナル・レジリエンス）に向けた投資や、それらを担う建設業界の必要性が再認識されたところであり、

本年 1 月の群馬県草津の想定外による本白根山の噴火や今冬の大寒波等による記録的な低温や北陸豪雪、福井豪雪を始めとした平成 30 年豪雪等、近年は過去の経験則を超える自然環境の猛威により、局地化・激甚化する災害に対し「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立し、国土強靱化基本計画が策定されたのに加え、「国土のグランドデザイン 2050」がまとめられ、各地域における「国土強靱化地域計画」の策定に向けた取組みが進められております。宮城県でも平成 29 年 4 月 25 日に「宮城県国土強靱化地域計画」を策定し、【H30. 2. 14 時点】全国 45 都道府県・48 市町が策定済となる等、中長期的な国土ビジョンに基づく計画的・安定的な社会資本整備につながるものとして、必要な社会資本整備の着実な実施と、建

設業界でも先の見通せる安定的な投資の実現が可能となることに大きな期待を寄せているところであります。

また、宮城県においては、県内総生産 10 兆円を掲げ平成 28 年度までの計画期間 10 年の取組とした「宮城の将来ビジョン」が、東日本大震災からの復興を最優先として取組んでいることを踏まえ、「宮城県震災復興計画」の終期である平成 32 年度まで 4 年間延長するとともに、必要な見直しを平成 29 年 3 月に行ったところであります。

一方で、少子高齢化時代を迎え、これらを実現するにはミッシングリンクを解消するとともに、代替損失が移動時間の約 4 割とされる中、生産性向上にも重要な役割を果たす道路網等の整備は他地域との交流・連携を強化し、仙台空港や港湾施設の国際交流・物流拠点としての充実、並びに宮城県の産業・経済・文化・観光など地域全体の活性化となり地方創生へと直結するものでもあり、さらには災害時の緊急輸送、救急医療等に大きく寄与するものであります。被災地域の一日も早い復興と、復興後を見据えた宮城県の持続的な発展のためには、道路網等によるネットワーク機能をより一層強化し有効活用を図っていくことが不可欠でありますことから、真に必要な今後の社会資本整備の「事業インフラプロジェクトマップ」を当協会で作成し、関係団体等と連携しながら各方面に対して強く訴えて参ります。

平成 30 年度公共事業関係予算は、気候変動の影響により激甚化・頻発化する災害や切迫する巨大地震等から国民の生命と財産を守り、国土強靱化に向けて防災意識社会への転換を図りつつ、ハード・ソフトを総動員した防災・減災対策を推進するとともに、戦略的なインフラ老朽化対策に取り組むとして、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨等による「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」及び「豊かで活力ある地域づくり」の 4 分野に重点を置き、6 年連続の増額堅持となる 5 兆 9,739 億円が確保されておりますが、今後も右肩上がりでの国土強靱化や地方創生に必要な公共事業予算の安定的・継続的な確保が重要であり、関係団体等と連携し、あらゆる機会を捉え政府・関係機関に訴えて参ります。

(1) 国及び国会議員等に対して

全国建設業協会と連携し、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本計画に基づき地域の実情や災害対応に配慮した防災・減災対策やインフラの老朽化対策のための計画的・安定的な社会資本整備促進や地方創生に関する予算確保の提言・要望をして参ります。

また、東北建設業協会連合会や関係団体と連携のもと社会資本整備促進大会等を開催し、その必要性や必要な公共事業の拡大を広くアピールするとともに、東北地方の経済団体と連携して国会議員や国土交通省幹部との意見交換の場等を適宜設定し、ミッシングリンクのある道路網等で効果が十分に発揮されていない東北地方の社会資本整備に対する公共事業予算の重点傾斜配分、並びに大震災や多発する自然災害等の復旧・復興予算関係の確保等、地域建設業が将来を見据えた投資ができるよう計画的・安定的な予算配分を要望・提言する。

特に、復興後を見据えた宮城県の持続的な発展のためには、県民の安全・安心の

ための社会資本整備の充実が必要不可欠であり、雪害・風水害及び大規模災害から人々を守るための道路・河川・港湾施設等の防災等対策や地方創生に直結する生産性向上や観光客誘致等に向けた真に必要な社会資本整備について、当協会として今後の「事業インフラプロジェクトマップ」を作成し、早期事業化及び整備促進の働きかけをする。

(2) 宮城県及び市町村発注機関等に対して

県内自治体においては、復旧・復興事業の施工の最盛期が続いているが、復興事業の進展とともに、極端に事業量が減少することが危惧されているところであり、激甚化した自然災害が頻発する中で、復興中心での社会資本整備が進めてられていることから、老朽化対策等の通常工事が後回しになっている現状にあります。宮城県沖地震も周期的に到来しているなど、あらたな気候変動への備えとしての整備事業や今後も防災・減災対策への取組は必要不可欠であり、宮城県においては「宮城県国土強靱化地域計画」が策定されたところではありますが、県内 35 自治体においても、早期に国土強靱化地域計画が策定されるよう、地域を熟知する地域建設業としての目線での事業提案として、上記「事業インフラプロジェクトマップ」により地方創生と連動した事業量の確保にも努める。

また、有事に際し、安全・安心で快適な暮らしを支える「地域並びに住民を守る担い手」として、インフラの老朽化対策等においては、地域の地形・地象・実情を熟知した危機管理産業となり得る「地域の町医者」として、地域建設業が果たす役割はますます重要となることから、宮城県で策定された「新・みやぎ建設産業振興プラン」を踏まえ、円滑な連携体制の構築を図り対応を提案する。

(3) 維持管理・更新時代や次世代に向けた CLT 等普及に向けた取組

これまで建設してきた社会資本整備の老朽化による大更新時代を迎え、今後、維持管理分野の重要性が一層高まること、特に、宮城県内においては早期復興を最優先し整備をしていることから、維持管理・更新事業が停滞している実態にあり、維持管理分野を見据えた「地域の町医者」として活動する地域建設業の役割を果たすため、協会組織として、入札契約制度や歩掛り、適正な価格の算出等、調査・分析のもとに、関係機関に対し必要な要望・提案を行うとともに、地域維持を担える協会組織・地域建設業の体制強化等に努める。

また、建築分野においても今後のリフォーム事業への取組や地域木材の活用拡大に向けた CLT 等の普及促進が広がりを見せている中で、宮城県でも平成 29 年度より CLT による建築物の工事助成に乗り出し、県産材の利用拡大につなげていくこととしていることから、平成 28 年 2 月に設立された「宮城県 CLT 等普及推進協議会」と連携しながら、今後の活動に積極的に参加し、CLT 施工に関する啓蒙等活動を展開する。

3. 経営基盤の強化と適正な入札契約制度改善

受注環境の状況は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」に基づき、価格と品質で総合的に優れた公共調達への転換を図ることを目的に総合評価落札方式の導入拡大が進められており、国土交通省では、地方公共団体への普及促進を目的とした各種支援策が展開され広がりを見せておりますが、依然として価格競争に歯止めがかからず、価格偏重型からの転換が早急に求められているのが実態であります。今後の地域の安全・安心で快適な暮らしを支える現在・将来にわたってのインフラの確保とその担い手の中長期的な確保・育成を目的として、建設産業界が長年要望してきた「企業の適正な利潤」の確保を発注者責務として盛り込まれた、画期的な改正品確法等のいわゆる「担い手3法」が平成26年6月4日に公布・施行されたところであります。

この法の精神を着実・適正に実施すべく、各発注者の共通ルールとする「品確法運用指針」の策定によって発注関係事務の運用が開始され、地方自治体隔々への早期浸透に大きな期待を寄せているところであります。適正な設計変更の実施を含めその実現にはまだまだ時間を要する実態となっております。当協会と致しましても各自治体に着実に浸透し適正に実施されることにより、その地域にあった入札契約制度が確立され、地域建設業が適正な利潤を確保し、会員企業が持続的に健全経営を可能とする環境の整備に努めて参ります。また、国においては、この運用指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかを定期的に調査し、その結果を公表するとともに、関係する制度改正や社会情勢の変化等によって必要に応じた運用指針の5年毎の見直しも明記されていることから、実情に合った指針となるよう提言・要望を行います。

宮城県でも数度にわたる入札契約制度改善により、低入札調査基準価格が引き上げられ着実に平均落札率も上昇し、これまで震災関係による膨大な事業量から低入札案件は低水準で推移しておりますが、会社経営のための適正な経費を確保できる環境の整備が必要であり、復興事業が収束する環境の中でさらに厳しい競争環境に強いられることも懸念されております。

これまでも県当局に対しては、「適正な経費が確保できる受注環境の整備」、並びに「協会会員企業が適正な評価により報われる入札契約制度」の2本柱で要望活動を展開しており、引き続き「適正な経費が確保」できる仕組みとしなければ、「創造的復興」や復興後の地域維持にも支障を及ぼすことから、円滑な復旧・復興事業の施工確保に向けた諸課題解決のための検討、提案を行うとともに、地域並びに住民の安全・安心で快適な暮らしを支える活動を展開してきた、従前から地域に根ざす地域建設業が担い手をしっかりと確保・育成し存続できる諸施策等について、改正品確法の運用指針に基づいた制度構築がなされるよう強く要望・提言して参ります。あわせて、防災協定にもとづき大震災発生直後より対応をしてきたのも協会組織並びに協会会員企業であることから、平成26年3月に宮城県の「指定地方公共機関」に位置付けられた協会会員企業がしっかりと経営体力・技術力を有し存続していく必要があるため、「会員企業が報われる制度の構築」についても各方面に訴えて参ります。

(1) 国等に対して

改正品確法に基づいた発注関係事務の運用に関する指針が運用されているが、各

自治体・民間発注者等に着実に浸透し、徹底した運用がされるよう引き続き啓蒙指導を要請するとともに、情勢等の変化により不具合等が生じた時に速やかに見直しが行なわれるよう要望・提言する。

また、将来の担い手の確保・育成に向け、現場管理費や一般管理費等の率の改正も土木工事においては平成 27 年度に見直し、各種歩掛り等の改正も順次毎年度実施されており、営繕工事においては平成 29 年 1 月に 19 年ぶりとなる積算基準改定が行われ、一般管理費等率が引き上げられたところであり、今後も、担い手の確保・育成に向けた取組が実践できるよう実態との乖離を訴える。

(2) 宮城県等に対して

宮城県においては、過去数度にわたり低入札調査基準価格及び失格判断基準が引き上げられるとともに、総合評価落札方式の内容についても改善されておりますが、将来の担い手を確保・育成し「企業の適正な利潤」が確保できるよう、改正品確法運用指針に基づき、「必ず実施すべき事項」としての市場を的確にとらえ、適正な工期を前提とした「予定価格の適正な設定」、「歩切りの根絶」、ダンピング防止のための最低制限価格制度等の活用や「予定価格の事後公表」、企業の利益に直結する「適切な設計変更」等を着実に制度設計に組み込むとともに、「実施に努める事項」としての発注や施工時期・納期の平準化等の実施について、その動向を注視し、地域建設業が今後も存続できる適正な経費が確保できるよう、引き続き県執行部や県議会などに対して適正な市場環境の整備について要望を行う。

また、未だに価格競争による入札契約制度で運用されている県内自治体も多数あることから、県内市町村に対する品確法の運用指針に基づいた入札契約制度の適正な運用について要望するとともに、県に対しましても県内自治体への指導徹底をお願いする。

平成 30 年度の宮城県入札契約制度改正に際し、地域の守り手となる地域建設業の振興を目的として、総評評価落札方式においては、より地域建設業が評価される仕組みへと見直し、災害時における評価として当協会が指定を受ける「指定地方公共機関」の評価の枠組みが改正されたところではありますが、引き続き適正な評価について各機関に活動を展開する。

「東日本大震災」や「高病原性鳥インフルエンザ感染」、頻発する自然災害により、あらためて地域建設企業、並びに県内を網羅する建設業団体である当協会の存在の重要性が再認識されたところであり、「地域の町医者」的に活動する危機管理産業である地域建設業が存続できる環境整備のため、復興後を見据えた地域建設業のあり方や維持更新時代に向けた体制づくりとして、「みやぎの将来を力強く支える建設産業の再生」を基本理念として宮城県で策定された「新・みやぎ建設産業振興プラン」に基づき、良好なパートナーシップのもとにしっかりと位置付けられ活動が展開できるよう検討・提案する。

4. 働き方改革による将来の担い手確保・育成と生産性向上への取組

政府においては、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中で、日本経済の再生に向けて、一億総活躍社会を構築すべく「働き方改革実現会議」を開催し、建設業における長時間労働の是正を含めた「働き方改革実行計画」が策定され、建設業についても5年の猶予と一部特例扱いは設けつつも、罰則付き上限規制の一般則を適用することから、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日等を推進するため「建設業の働き方改革に関する協議会」等を開催し、発注者の理解と協力を求めているところであります。

一方で、高齢化の進展が著しい建設業における将来の担い手確保・育成は喫緊の最重要課題であり、技術・技能の伝承・承継が大きな問題とされております。現在、約330万人の技能労働者のうち55歳以上が3分の1を占める110万とされており、今後大量の離職が想定される中で、世界に誇る建設産業の技術・技能が衰退を辿りあらたに建設業の技術・技能を再生・確立するには大変な時間を要することから、将来の担い手をしっかりと確保し、後世に技術・技能を伝承・承継する義務が課せられおり、魅力ある建設現場を実現するICT、IoTやAI等の活用による生産性向上を図り、働き方改革を進め職場環境や処遇改善への取組が待ったなしの状況にあります。

そのような状況下において、インフラの品質確保と中長期的な担い手の確保・育成を目的とした品確法等のいわゆる「担い手3法」が改正され、「企業の適正な利潤」の確保のもとで、建設労働者の処遇改善や人材育成に取り組むことで、将来にわたって中長期的な建設業の担い手を確保・育成するという好循環の形成が、発注者責務とともに受注者責務として明文化されており、昨年7月には10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、若者に対して夢や希望を与えることができる産業であり続けるための「建設産業政策2017+10」がまとめられ、その政策の具現化に向けた諸施策が講じられ始めており、社会保険加入の徹底についても、標準約款の改正や建設業許可業者による未加入企業の全面排除にも踏み出すこととされております。当協会も主催者となって平成30年2月5日に開催した「宮城県建設業社会保険加入推進地域会議」においては、「社会保険加入を進めるにあたっての守るべき行動基準」を参加者で採択し、現在「社会保険加入促進宣言企業」を募集し、随時、東北地方整備局ホームページに宣言企業が掲載されるとともに、宮城県発注工事においても全ての下請企業に社会保険加入が義務づけられる等、着実に浸透の広がりを見せております。

また、平成26年8月国土交通大臣と建設業5団体との間で「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」が策定され、5年で女性倍増の20万人を目標として取組が活発化しており、建設産業での女性の入職促進・定着や職場環境の改善、建設産業のイメージアップ等に向けて、ネットワークを構築することで建設産業での女性が活躍できる環境整備を目指すことを目的に、平成28年2月当協会内にも「宮城建設女性の会2015」を設置し、建設業で働く女性による勉強会、交流会、子供や保護者とのワークショップ体験や現場パトロール等を実施してきたところでありますが、さらなる女性の会との連動を図り働きやすい、魅力ある建設現場の実現に向け活動を展開致します。

日々変化する情勢及び技術・技能の進展に対し、国民の福祉に役立つ良質な目的物を創造するために必要となる技術力と資質の向上を図ることを目的として、継続的に学習

することが求められており、当協会においても宮城県土木施工管理技士会との連携のもと、技術者・技能者を対象とした技術力向上のための継続学習（CPD）研修会を定期で開催するとともに、(一社)全国建設業協会において策定された「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」や「働き方改革行動憲章」等に賛同し、建設産業の明るい未来の確立と人を大切にする建設業の趣旨の下で、当協会が取り組む3A運動（あんぜんに、あかるく、あたたかく）と連動させ、建設業の担い手に将来を託せる夢のある産業を実感してもらうため、「働き方改革検討特別委員会」を設置し、建設現場の生産性向上2割を目指し、平成30年が「深化の年」と位置づけられ維持管理分野や建築分野等にも検討されているICT導入等、様々な「i-Construction」の取組が強化される中で、昨年度設置した「i-Construction小委員会」とも連携し、会員企業における生産性向上を図り労働環境・処遇改善等の検討を行い段階的な取組を実施して参ります。

いよいよ本年秋口に、建設技能者の就労履歴を蓄積し適正な評価をしていく「建設キャリアアップシステム」の運用がスタートするにあたり、当協会と致しましても運営母体となる(一財)建設業振興基金より登録受付の窓口業務を受託することから、本年夏の窓口開設に向けた体制づくりやそのシステムの普及促進を図ります。

(1) 働き方改革による将来の担い手確保・育成事業

将来の担い手確保・育成を図るため、平成27年度に当協会内部組織として設立した「宮城建設女性の会2015」や宮城県建設業青年会等の組織と連携・連動し、これまでも展開してきた各方面への広報活動や就活ゼミ、こどもや学生、その保護者、一般を対象にした現場体験・見学会等を展開するとともに、復興後の厳しい環境が想定される建設業界において、将来の担い手確保・育成と経営基盤強化に取り組む会員企業の自助努力を支援するための各種研修会を開催し、有益な情報の収集に努め積極的に会員企業に提供する。

また、当協会の社会保険加入対策においては、昨年2月に「社会保険加入促進要綱」を策定し会員企業への普及徹底に努めて来たところであり、本年2月の「宮城県建設業社会保険加入推進地域会議」の主催者としても、今後の「社会保険加入促進宣言企業」への宣言企業の促進を図るとともに、建設業のあらたな3K（給料・休日・希望）に向けた労働環境改善のための長時間労働是正への取組、将来を見据えた建設現場における週休2日制の実現や、処遇改善に向けた検討と段階的な取組目標を定めるための「働き方改革検討特別委員会」を設置し、魅力ある建設産業の実現を図って参ります。

- ① 「働き方改革検討特別委員会」設置と活動
- ② 「建設キャリアアップシステム」窓口開設・普及促進
- ③ こども・学生・その保護者・一般を対象とした現場体験・見学会・ワークショップ体験等の実施
- ④ 県内学校等への就活ゼミ・建設業経理事務士の資格取得支援の展開
- ⑤ 「みやぎ教育応援団」による学校教育活動
- ⑥ お父さんの仕事場見学会の実施
- ⑦ 「宮城建設女性の会2015」における活動

- ⑧ 全国会議及び東北ブロックのキャンペーン参加
- ⑨ 建設業の正しい理解のための各方面への広報活動
- ⑩ 各種研修会等
 - ・ 経営管理者研修会
 - ・ CPD（継続学習）による技術力向上研修会（技士会と連携）
 - ・ 土木又は建築施工管理技術検定試験準備講習会
 - ・ 登録建設業経理士研修会

（２）生産性向上への取組

改正品確法においては、設計変更への的確な対応が現場の利益に直結することから、「ワンデーレスポンス」等の建設工事の施工段階における諸施策、契約変更手続きや受発注者間の情報共有、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が適切に対応されるよう、円滑な施工確保に向けた現場実態に即した調査・研究を行うとともに、関係発注機関との意見交換等を通じ、改善に向けた提言・要望活動を展開する。

将来の担い手確保・育成に向けた働き方改革を進め生産性向上を図るため、国土交通省では生産性向上への IoT 等活用による魅力ある建設現場を実現する「i-Construction」が、平成 30 年を「深化の年」と位置付け、さらなる取組の推進により、書類の簡素化とともに ICT 土工から ICT 舗装工・ICT 浚渫工の導入、i-Bridge(橋梁)の試行へと広がり、平成 30 年は維持管理分野や建築分野等でも ICT 導入が検討されており、一律であった積算体系も特に小規模工事における ICT 積算要領が改訂され、建機の稼働率等に基づき事後精算を可能とする仕組みとする等、急速に展開されていることから、当協会で一昨年度設置した土木・農業土木委員会の下部組織としての「i-Construction 小委員会」において会員企業が対応できる環境を整備するため、生産性向上への取組を進める 5 年間での目標を定めて計画的に展開するための推進要綱を策定しており、引き続きこの要綱に基づき会員企業への普及啓発活動に努める。

また、国直轄工事において一般化された情報共有システムについて、東北 6 県建設業協会等で組織する「東北工事情報共有システム研究会」において、普及・改善活動を展開しているが、宮城県工事でも平成 32 年度に全工事一般化に向けて進められていることから、研究会と連携・協力し現場技術者の負担軽減のため、会員企業への普及啓発とともに他自治体工事への普及拡大活動を展開する。

さらに、工事書類は技術者にとって現場での大きな負担であり、今後の働き方改革等、国土交通省においても書類の簡素化 3 割削減を目指し検討されていることから当協会としても検討・提案を行う。

（３）雇用改善推進事業

当協会の雇用改善の取り組み方針等を定める委員会並びに意識と機運の醸成を図るための大会等を開催する。

① 雇用改善推進委員会の開催

- ・ 委員構成 協会、行政機関及び専門工事等関連団体
- ・ 審議内容 事業計画の決定、事業実績の報告等
- ・ 開催時期 平成 31 年 3 月頃（仙台市内で開催）

② 雇用改善推進大会の開催（優良事業所の表彰）

- ・ 主催者 宮建協
- ・ 後援者 宮城労働局、宮城県
- ・ 開催時期 平成 30 年 11 月頃（仙台市内で開催）
- ・ その他 知事表彰にあわせ優良事業所を会長から表彰及び伝達、さらに記念講演の実施

（4）労働災害対策事業

労働災害防止を目指し、建設業労働災害防止協会宮城県支部と連携し、安全大会等の開催、関係法令改正の情報提供、ポスターやパンフレットの作成配布、啓発・啓蒙に努めるとともに、リスクアセスメントや建設職人基本法を踏まえ、新たに「建設工事従事者」という概念を定義し、ISO45001 の内容を包含する労働安全マネジメントシステムへと進化させる NEW「COHSMS」の普及促進を図り、事業場における自主的な安全衛生活動を積極的に支援する。また、国土交通省で義務付けている「建設従事者に対する安全衛生教育」の普及促進により事故防止の徹底を図る。

5. 建設業における社会的責任への対応と県民の安全・安心確保対策

全国建設業協会が策定した「建設企業（団体）行動憲章」にもとづき、建設業法並びに独占禁止法、暴力団排除条例等のコンプライアンスの徹底を図り、社会からの信頼に応えるため適正かつ公正・透明な事業活動を行うとともに、企業の社会的責任（CSR）が地域社会からのニーズとして求められていることから、建設業としての特性を生かした地域のために、地域とともに地域に根ざす活動として展開している道路・河川清掃等の環境美化活動、青色回転灯及び子ども 110 番パトロール活動、現場体験・実習活動、献血推進活動に加え、宮城県等と協定を締結し実施する被災地沿岸部の防災林再生としての植樹や維持管理活動等、社会貢献活動への積極的な参画により県民・社会からの正しい理解が得られるよう信頼される関係の構築に努めて参ります。

一方、各発注者とは災害協定を締結し、東日本大震災以降も強化見直しを重ねており、より実態に即した実践的な協定にすべく進めております。また、宮城県とは平成 22 年 9 月に各地で広がる口蹄疫、又は鳥インフルエンザ発生時の埋設作業に協力する「家畜伝染病の発生時における緊急対策業務に関する協定」、及び県内での不法投棄の抑止を図るための「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、県内全域を網羅する協会組織だから対応できることとして、地域及び住民の安全・安心で快適な暮らしを支える活動を展開しているところであります。

地域建設業は地域並びに住民の安全・安心確保のための大変重要な役割・責務を担っており、東北地方整備局並びに宮城県等との災害協定締結に基づく支援体制のさらなる

強化とともに、災害発生時に迅速かつ機動的な対応を可能とするため、地方公共団体が作成する「地域防災計画」のなかに、防災組織の一員として位置付けられる災害対策基本法に基づく宮城県の「指定地方公共機関」に平成 26 年 3 月に指定され、これまで以上に責任を持った活動が求められているところであり、当協会の防災計画についても既に更新するとともに、会員企業の災害対応資機材データベースの整備によるマネジメントの構築、さらには、複数ツールの通信手段による有効な連絡体制の整備を図り、各発注者と一体となった実践的な災害訓練を定期で開催することで、より強固な体制・組織作りに努めて参ります。

昨年 3 月には宮城県内で初めて栗原市の養鶏場の家きんにおいて「高病原性鳥インフルエンザ」疑似患畜が確認され、栗原支部において 72 時間での過酷な埋却等作業に尽力し防疫措置完了のミッションを遂行したところでもあります。

このように、協会組織並びに会員企業が地域社会を担う基幹産業であるとともに、災害時等に真っ先に駆けつける「地域の町医者」的に活動する危機管理産業であることを十分に認識し、建設業の特性を活かしながら地域及び住民の安全・安心を確保するための様々な活動に取組、建設業が果たしている役割と必要性の正しい理解が得られるよう、広く国民・社会に訴えて参ります。

(1) 社会貢献、CSR 活動等

① 暴力団排除条例や独占禁止法、法令違反の事例発生等により、国民・社会からの建設業界・公共事業に対する誤った認識が依然として払拭されない状況において、コンプライアンスの徹底があらゆる企業活動の基本であることから、全国建設業協会が改定した「建設企業（団体）行動憲章」等を活用し、会員企業の関係法令の遵守と社会からの信頼に応えるための適正な事業活動の推進等について普及徹底を図る。

② 子供たちが安全に安心して生活できる街づくりと子供の犯罪被害未然防止に寄与するため、子ども 110 番パトロール事業を積極的に推進するとともに、さらなる強化対策としての青色回転灯によるパトロール事業の普及活動・導入拡大に努める。

また、国が推進している安定的な集団献血の確保並びに血液の安定的確保に資するための献血推進活動、河川・道路等の環境美化活動等の積極的な展開、子供たちや一般の方々と協働しての被災地沿岸部における防災林としての植樹やその管理、保育活動等、地域における基幹産業としての使命と社会的責任を果たしながら、健全な事業活動を通して建設業界の発展と地域社会への還元を図り、国民・社会の信頼回復に努めながら企業・団体価値を高めます。

③ 暴力追放対策事業

i) 宮城県建設関連団体暴力追放推進協議会による事業推進（総会及び専門部会などを開催し協議）

ii) 宮城県復興事業暴力団等対策協議会等への参画による活動展開

iii) 「東日本大震災」復旧・復興事業からの暴力追放の徹底

iv) 暴力追放広報用ポスター等の作成・配布に指導啓蒙

(2) 緊急災害対策事業

- ① 東北地方整備局や宮城県に加え、NEXCO 東日本仙台東管理事務所、仙台国際空港(株)等と締結している緊急災害時の応急対策業務を踏まえ、会員各社の協力のもと支援体制を整備し、迅速な対応を図るための行動マニュアルの策定、及び通信設備の有効的な活用等を促進するとともに、会員各社の災害対応資源のデータベースを整備しマネジメントの構築に努める。特に、これまで試行で訓練してきた「ASP を活用した情報共有システム」による GPS 携帯電話を活用した災害対応ツールについては、平成 29 年度より本格運用をしており、今後その習熟度をあげるための説明会等を開催し会員企業への徹底を図るとともに、維持管理業務等の日常業務での活用も視野に検討しながら一般的な活用となるよう啓蒙・普及を行う。また、東日本大震災や各地で頻発する災害の教訓等をもとに、各協定機関との組織体制のさらなる強化を図り、各機関合同による実地訓練を定期に開催することで実効性のあるものとして参ります。さらに、会員各社の事業継続計画 (BCP) 策定への理解促進を図るとともに、各支部・会員企業との通信手段の確保、各支部に常備している地域住民向けの災害対策備蓄用品を点検整備して有事に備えます。

宮城県と締結する「家畜伝染病の発生時における緊急対策業務に関する協定」においても、有事の際には 72 時間の時間制限があることから、昨年 3 月の栗原支部での経験を各支部に伝えるとともに、引き続き各出先担当機関との連携による埋却場所の事前確認や埋却作業等における実地訓練、有事の際の体制整備等、定期的に訓練・研修等を行い、担当部局との共通認識のもとに速やかにミッションを遂行できるよう体制づくりに努めます。

- ② 地域及び住民の安全・安心確保のさらなる体制確立のため、災害発生時に迅速かつ機動的な対応を可能とし、地域防災計画のなかに協会組織が位置づけられる災害対策基本法に基づく指定地方公共機関への指定について、全国建設業協会傘下の各都道府県建設業協会が東日本大震災を契機に広がりを見せており、平成 27 年 10 月には内閣総理大臣より全国建設業協会が「指定公共機関」に指定され、当協会においては、平成 26 年 3 月に宮城県の「指定地方公共機関」に建設業団体として唯一指定されております。頻発する豪雨・豪雪災害、家畜伝染病や一時警戒レベルが引き上げられた蔵王山噴火への対応等、様々な災害等への備えとして、既に提出している当協会における防災計画においても、的確に対応できるよう防災組織体制の強化とともに見直し・検討・整備を図ります。

6. 建設業の理解促進に向けた戦略的広報の推進

「東日本大震災」の発生以降、災害列島日本において頻発する自然災害等から、建設産業に対する社会的役割や期待が高まり、危機管理産業である地域建設業の必要性が再認識されております。

特に「東日本大震災」において、震災直後より地域建設業である会員企業及び協会組織として取組んだ、これまで経験したことのない様々な活動について、当初は一般の方々にはほとんど伝わっていなかったのが実態でありましたが、道路啓開から遺体捜索、

水産加工物の海洋投棄、仮埋葬やその掘り起こし等、時系列を追いながら写真を多く活用し視覚的にまとめた当協会の記録誌、「3.11 東日本大震災 宮城県建設業協会の闘い」を平成 24 年 12 月から平成 30 年 3 月までの間に、第 1～6 弾・総集編と 7 冊を発刊し、広く一般を中心として復旧・復興事業に携わる地域建設業の現状を広報したところであり、この大震災を風化させることなく、復興を遂げるまで今後も地域建設業の活動と復興の現状を正しく発信し続けるところであります。

また、常日頃、地域建設業は工事を施工するだけでなく、地域建設業としての特性を活かした地域に根ざす活動としての様々な社会貢献活動にも寄与しておりますが、その実態も正しく伝えられていないことから、平成 27 年 3 月の第 3 回国連防災世界会議において関連事業において当協会も参画し、記録誌総集編とともに、震災対応の DVD やコミック本等を作成し広報活動を展開することで理解促進活動を展開してきたところであり、平成 30 年度においても 8 月の「大相撲仙台場所夏巡業」での特別協賛による展示や 10 月に名取市・岩沼市・亘理町で開催される「東北・みやぎ復興マラソン」等、様々な機会をとらえ広報して参ります。

特に、(一社)日本能率協会が主催となって、これまで東京・大阪の 2 会場で夏休みに開催されていた小学生と保護者のための「宿題★自由研究大作戦」が、平成 28 年度より仙台でも開催され、当協会としても当初から参画し、平成 29 年度は「コンクリートによるペーパーウエイトづくり」「測量機器による宝探し」「ラジコン建機による現場体験」「建設機械の試乗」の 4 企画に加え、「光るドロダンゴ作り」の 5 企画を提供することで、来場者が 2 日間で延べ 6,000 名のうち当協会企画での体験人数が前年を上回る 2,422 名(前回 2,050 名)の盛況ぶりで、ものづくりの楽しさや興味を抱く体験を保護者も含め大変効果的なイベントとなっていることから、引き続き「宮城県建設業青年会」や「宮城建設女性の会 2015」のサポートのもとでさらなる充実を図り建設業の魅力を発信致します。

さらに、平成 26 年度より「お父さんの仕事場見学会」等、身近な家族から理解促進活動を行う取組も展開しており、平成 28 年度は初めて宮城県との共催で一般公募による小学生とその家族を対象として夏休みの現場見学会を実施し、平成 29 年度は県内 6 現場 7 回(うち 1 現場 1 回は台風により中止)と各地に拡大し開催したことで、大いに盛り上がりを見せ、各種専門工事業団体等からもさらなる広がりが期待をされています。このような場面・機会を数多く設けるとともに、一般への広報体制を強化し、危機管理産業としての地域建設業、災害時には「救命救急医」「地域の町医者」として、即座に駆けつける迅速・機動力を持って対応する必要不可欠の心強い産業であることを含めて、生活に密着する身近な地域建設業であること等の理解促進を強力に進めるため、一般紙や広報誌・協会ホームページ媒体を有効に活用した業界活動等の紹介、及びマスコミ対応としての記者クラブへの積極的なアプローチ等様々な広報ツールを活用し情報発信に努めて参ります。

昭和 24 年 1 月に宮城県建設業協会に改組・創立し、平成 31 年 1 月に当協会が 70 年の節目を迎えるにあたり、これまでの当協会としての使命を再確認するとともに、将来にわたってのありべき姿に向けた検討や 70 周年記念誌作成等も含めた記念事業の準備

にあたります。

(1) 建設業の理解促進のための広報活動

地域建設業が担っている役割・責任について、一般にわかりやすくまとめた冊子等を作成するとともに、復旧・復興事業に携わる地域建設業の実態についても記録誌等を作成し、広く配布し一般への理解促進に努める。また、マスコミ、ホームページ等を有効に活用しながら積極的に情報を発信する。さらには、子供や学生、一般等への現場体験・見学会、展示会等を通して、啓蒙やイメージアップ活動を展開することで、若年者並びに女性雇用に貢献できるよう正しい建設業の理解促進を図る。

① 県内で開催される各種イベント等での主な広報

- ・平成30年8月9～10日 「夏休み2018 宿題★自由研究大作戦」
- ・平成30年8月12日 「平成30年夏巡業大相撲仙台場所」
- ・平成30年10月13～14日 「東北・みやぎ復興マラソン2018」

② 一般紙による広告掲載

・年4回(6.12・9.1・11.5・3.11)での地元一般紙におけるシリーズ企画「危機に挑む」を防災の日に番組欄下段に掲載。

③ 各種広報ツールの活用

(2) 機関紙「宮建ジャーナル」の発刊・配布

- ・部数等 年4回、1回あたり850部発刊
- ・配布先 会員、各行政機関、教育機関、関連団体及び全国都道府県協会等

(3) 広報誌等の印刷物の発刊・配布

- ・配布先 会員、各行政機関、教育機関、関連団体及び全国都道府県協会等

(4) 創立70周年記念事業

平成31年1月に改組・創立し70周年を迎えるにあたり、平成31年度定時総会時にあわせて70周年記念祝賀会を開催する。また、協会組織としての使命を再認識し、取り巻く環境が大きく変化する中での将来のあるべき姿に向けた検討や70周年記念誌のとりまとめを行う。

7. その他事業・行事の開催

(1) 優良会員などの表彰

① 定時総会における会員表彰等

- ・優良役員、会員、会員の従業員及び事務局職員に対し会長から表彰する。
- ・会長内申にもとづく(一社)全国建設業協会会長及び(公財)建設業福祉共済団理事長表彰を会長から伝達する。

② 優良工事施工業者への表彰

知事より表彰を受けた優良工事業者である会員に対し会長から表彰を行う。

③ みやぎの建設技能グランプリ

永年技能専門職として、業務改善、後継者の育成及び労働災害防止等に功績のあった技能工に対し会長から表彰する。

(2) 支援・助成事業

① 建設産業振興事業及び会員企業経営支援

- i) 会社経営基盤強化に関する情報の収集に努め、会員に積極的に提供する。また、顧問弁護士と連携しながら、会員の経営上の問題解決に協力する。
- ii) 会員の資金繰り円滑化を支援するため、宮城県建設業協同組合と連携し下請セーフティーネット債務保証事業など工事代金譲渡制度を活用するとともに、発注者への工事代金の早期支払いを要請する。また、東日本建設業保証(株)と連携し、工事代金の前払・中間前払金制度等の導入拡大について県内市町村に働きかける。

② 支部活動の支援事業

各支部の運営を支援するため助成金等を交付するとともに、支部事務局長・事務局会議を開催し協会と支部相互間の連携を深め活動の円滑化を図る。

③ 関連団体助成事業

建設業の発展に貢献し、協会活動と緊密な関係にある団体の運営等を支援する。また、その他関連団体についても必要な支援を行う。

④ 業界活動事業

(一社)全国建設業協会、東北建設業協会連合会、(一社)東北経済連合会及び県内業界団体等に参加し、その会費を負担するとともに各種事業に積極的に参加する。

⑤ イベント支援事業

建設産業の振興のため開催される次の大会等を支援する。

- i) 「K・DAY」(宮城県建設専門工事業団体連合会及び協会との共催)
- ii) みやぎ技能フェスティバル(宮城県技能士連合会主催)
- iii) その他建設産業振興のため開催されるイベント等

⑥ 社会貢献事業等

公益的事業に賛同し、その事業等を支援する。

(3) 受託(収益)事業等

会員の経営能力向上と従業員の福祉の充実を図るとともに、収入の確保に努めるため、次の事業を積極的に推進する。

① 建設業退職金共済事業の推進

独立行政法人勤労者退職金共済機構の委託を受け、県内建設業者の従業員を対象に退職金共済事業の窓口業務や加入促進を行う。

② 「建設キャリアアップシステム」事業の推進

(一財)建設業振興基金の委託を受け、平成30年秋より運用開始となる技能労働者の就労履歴等を蓄積する「建設キャリアアップシステム」について、本年夏頃に窓口を開設し登録受付の窓口業務や普及促進を行う。

③ 建設業経理士・経理事務士試験等の実施

(一財)建設業振興基金の依頼を受け、建設業経理士及び経理事務士の資格取得を目指す者を対象に特別研修、検定試験及び登録講習を実施する。

④ マニフェストの委託販売

建設マニフェストセンターの委託を受け、建設系マニフェスト（産業廃棄物管理票）を建設業者等の産業廃棄物排出業者へ販売する。

⑤ 講習会等の開催

関連団体の依頼を受け、または共催で建設業各社の技術・技能と経営能力向上を図るための講習会等を開催する。

⑥ 法定用紙等の販売

関係機関への提出書類など作成に必要な用紙類及び関係図書を販売する。

⑦ 前払金保証制度推進事業の実施

東日本建設業保証(株)の委託を受け、宮城県内における前払金保証制度等の普及・促進を図る。

⑧ 工事情報共有システムの普及・運用

国土交通省で一般化されている工事情報共有システムについて、宮城県においても平成 28 年度より試行工事が開始され、段階を踏んで平成 32 年度全ての工事での一般化の予定で進められていることから、県内地方自治体への普及拡大を図り、東北工事情報共有システム研究会と連携のもと、工事情報共有システムの運用窓口として対応を行う。

(4) 管理運営的事業

① 総会の開催

i) 平成 30 年度定時総会

- ・期日場所 平成 30 年 5 月 23 日(水) 仙台市青葉区 ホテルメトロポリタン仙台
- ・議 題 事業報告と決算の承認、役員改選 等

ii) 臨時総会 必要に応じ

② 役員会等の開催

i) 正副会長会議 必要に応じ

ii) 常任理事会 概ね 3 ヶ月に 1 回開催

iii) 理事会（役員会） 概ね 3 ヶ月に 1 回開催

iv) 監査会 原則として年 1 回開催

v) 各種委員会等 必要に応じ

③ 広報活動の推進

機関誌「宮建ジャーナル」及びインターネットホームページ、広報 PR 誌等を活用し協会活動を紹介するとともに、各種情報を収集し E メール送信や配送により会員に提供する。

④ 表彰内申及び慶弔等

- ・叙勲、国家褒章及び建設功労者表彰等の内申

- ・表彰された会員または協会関係者に対する祝金等の贈呈
 - ・会員または協会関係者が死亡された際の弔慰金等の贈呈
- ⑤ その他
- ・官公庁及び建設関係団体等との連絡会議等の開催
 - ・激甚災害等への対応